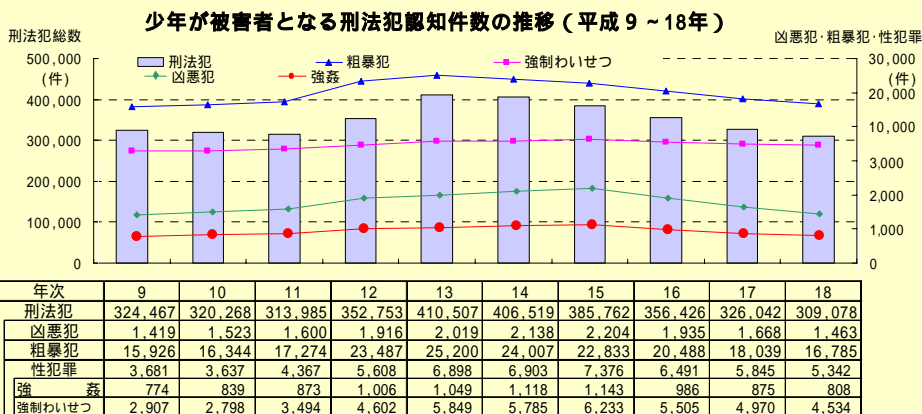


子どもを守る活動と少年保護総合対策の推進

1 少年の犯罪被害の状況

平成18年中における少年が被害者となった刑法犯認知件数は、全体的には減少しましたが、神奈川県において小学生がマンションから投げ落とされ殺害される事件が発生するなど、少年の犯罪被害情勢は依然として深刻な状況にあります。



(注1)「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火及び強姦を指す。
 (注2)「粗暴犯」とは、暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合を指す。

2 学校、通学路の安全対策

警察では、子どもが被害者となる事件を未然に防止するため、通学路や通学時間帯を考慮した警察官によるパトロール活動を強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱しています。

また、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用し、子どもが被害に遭った事案や子どもに対する犯罪の前兆と思われる声かけやつきまとい等の発生に関する情報提供のほか、「地域安全マップ」の作製に対する支援、子どもに対する防犯教室や教職員に対する不審者侵入訓練の実施、子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアである「子ども110番の家」の活動に対する支援などを行っています。



誘拐防止教室(5つのやくそくクイズ)(岐阜県警察)

警察官OBの子どもの安全確保等への活用については、「再チャレンジ支援総合プラン」(平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定・平成18年12月26日再チャレンジ支援に関する関係閣僚による会合了承)別表1の行動計画に盛り込まれています。

・ [再チャレンジ推進会議\(「多様な機会のある社会」推進会議\)のホームページは、こちら。](#)

3 子ども対象・暴力的性犯罪対策

子どもを対象とする強姦や強制わいせつ等の性犯罪は、子どもの心身に重大な被害を与えるとともに、社会に対しても深刻な影響を及ぼします。子ども対象・暴力的性犯罪の前歴者はそうでない者に比べてこれらの犯行に及ぶ危険性が高く、子どもをこうした性犯罪から守るためには、前歴者による再犯の未然防止を図ることが必要かつ効果的です。

警察では、平成17年6月から、このような性犯罪を犯して刑務所に服役していた者が刑務所から出所するときに法務省から通報を受けることとしました。これにより、性犯罪の前歴者の居所を把握して、それらの者による子どもに対する性犯罪の予防や迅速な捜査による再犯の防止を図っています。

子ども対象・暴力的性犯罪とは、被害者が13歳未満である強姦、強盗強姦、強制わいせつ及びわいせつ目的略取・誘拐の4罪種をいいます。

4 少年の犯罪被害を防止するための対策の推進

少年を取り巻く環境の悪化が、少年非行や犯罪被害の背景の一つとなっています。

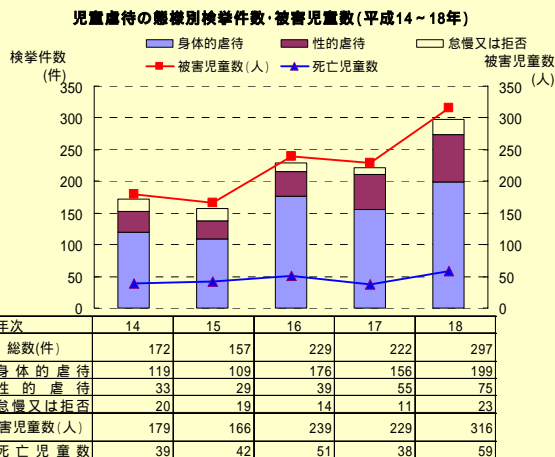
警察では、関係機関・団体や地域のボランティア等と協力しながら、以下のような対策を推進しています。

- ・ 児童買春・児童ポルノ事犯等福祉犯の取締りと被害児童の保護の徹底
- ・ 過激な性表現や残虐・粗暴な表現のあるインターネット、ゲーム、ビデオ、雑誌等の有害情報への対策
- ・ 有害図書、ピンクビラ等の有害環境の浄化
- ・ 違法・有害情報へのアクセスを防止するフィルタリングの普及促進
- ・ 被害少年の特性に配慮したカウンセリング活動等被害少年支援活動の充実

5 児童虐待防止対策

平成18年の児童虐待事件の被害児童数は316人となり、そのうち59人もの児童が死亡しています。

警察では、児童の生命、身体の保護のため、児童相談所等関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童虐待の早期発見、被害児童の早期保護に努めているほか、犯罪に当たる事案については厳正に捜査を行い、刑事事件として検挙しています。



6 少年非行防止のための対策

警察では、全国の都道府県警察に設置された少年サポートセンターを中心として、関係機関・団体や、地域のボランティア等と連携しつつ、街頭補導、少年相談、少年や家庭に対する助言・指導、非行防止教室や薬物乱用防止教室等の広報啓発活動、少年の居場所づくりのための社会参加活動等の幅広い非行・犯罪被害防止活動を推進しています。



ボランティアによる街頭補導活動